

1 目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、全国一斉の火災予防運動に加え、本県独自の運動を実施することにより、県民の防火意識を高揚し、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぎ、住みよい郷土づくりを推進していくことを目的とする。また、住宅用火災警報器等（以下、住警器等という。）の設置義務が本格化してから10年程度が経過し、適切な作動の確保のため、維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換を推進する。

2 行動実施計画

(1) 県

- ア 県庁舎及び地域庁舎における庁内放送による防火啓発
- イ 三重県ウェブサイトにおける防火啓発
- ウ 関係機関（建築部局、福祉部局等）と連携した住宅防火の推進
- エ 住警器等の適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換の推進
- オ 防火ポスターの掲示（各県総合庁舎）
- カ 県及び県内各市町の行事实施計画の公表

(2) 市町（地域の実状に応じて運動を展開する。）

- ア 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進及び、消防車、広報車等による巡回防火宣伝
- イ 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用した住宅防火の推進
- ウ 防火ポスター、懸垂幕等の掲出及び広報紙、パンフレット等による啓発
- エ J A、百貨店等の有線放送・事業用放送設備による防火広報
- オ 防火パレード、防火演奏会等の実施
- カ 一人暮らし高齢者宅を中心とした一般家庭の住宅防火診断の強化
- キ 空家及び空地に放置された可燃物の適正管理並びに枯草の除去指導等
- ク 自治会、婦人会等を中心とした防火教室、防火懇談会、防火映画上映会、及び消火訓練の実施
- ケ 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- コ ホテル・旅館、小規模福祉施設等への立入検査及び重大違反対象物に対する警告・命令等を活用した違反是正の徹底
- サ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- シ 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底
- ス 事業所等にて行う消防訓練の実施
- セ 住警器等の設置の徹底、適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換の推進

ソ 防火ポスター等の募集

タ 老朽化した消火器の廃棄・リサイクルに関する注意喚起及び消火器の不
適切点検に係る予防対策の周知

チ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進及び照明器具等からの出
火の防止の推進

ツ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

テ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

ト 飲食店における防火安全対策の徹底

3 その他

平成30年秋季全国火災予防運動実施要綱による。